

大阪行岡医療大学

令和2年度 再評価
再評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪行岡医療大学

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、大阪行岡医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

平成 30(2018)年度の認証評価において、基準 3「教育課程」、基準 4「教員・職員」及び基準 6「内部質保証」を満たしていないとした。しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの再評価

基準 3. 教育課程

【再評価】

基準 3 を満たしている。

3-2. 教育課程及び教授方法

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

○一部の授業科目において、平成 30(2018)年度から科目名を変更して授業を行っているが、科目変更に伴う学則変更手続きについて、教授会での審議から理事会への上程及び文部科学省への届出が行われておらず、早急な改善が必要である。

【再評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

授業科目名の変更に関する学則変更手続きは、教授会及び理事会での審議を経て、遅延理由書を添え平成 30 年 11 月 8 日に文部科学省へ届出がされており、改善されたことが確認できた。また、これ以降の学則変更(令和 2 年度入学生からの教育課程変更、別表に理学療法学科に科目の追加)したことについても所定の手続きを適切に行い、令和元年 10 月 28 日に文部科学省への必要な届出もされていることが確認できた。

基準 4. 教員・職員

【再評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 「教授会規程」第 1 条の内容と学則第 35 条及び第 36 条の掲載内容に相違があるので改善を要する。
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学長によって適切に定められていないので、改善を要する。
- 「ハラスメント防止及び対策委員会」について規則整備されているものの、開催実績がなく機能していないので、改善を要する。

【再評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会規程第 1 条でこの規程が学則第 35 条及び第 36 条の規定に基づくとされている点について、双方の掲載内容に相違があることを指摘したが、教授会規程が学則第 43 条に基づき改正された。また、教授会の構成に関わる教授会規程第 3 条を「教授会は、学長、教授をもって構成する」と改正したことによって、学則第 43 条の内容との相違は改善されたことが確認できた。

学生の退学、停学及び訓告の懲戒処分について、学長によって適切に定められていないとした点は、自己点検・評価実施規程や学生懲戒規則等の関係する各規程の整備や様式の修正等によって改善されたことが確認できた。

ハラスメント防止及び対策委員会について規則整備されているものの、開催実績がなく機能していないことを指摘したが、その後、教職員や学生が参加したハラスメント防止研修会をはじめとして各種研修会を積極的に実施するなど改善されたことが確認できた。

基準 6. 内部質保証

【再評価】

基準 6 を満たしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 「FD 委員会」が自己点検・評価の責任ある組織とされているが、「FD 委員会規程」

における所掌事項として自己点検・評価が明記されていないことは改善を要する。
○法令で定められた自己点検・評価が行われておらず、自己点検・評価報告書のホームページ上での公開もされていないことは改善を要する。

【再評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「FD 委員会」が自己点検・評価の責任ある組織とされているにもかかわらず、「FD 委員会規程」における所掌事項として明記されていないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、「FD 委員会」の所掌事項を規程に定めるものに限定するとともに、令和 2(2020)年 4 月に「自己点検・評価実施規程」を改正し、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の責任ある組織として大学全体を統括することを明確にしておき、改善されたことが確認できた。

法令で定められた自己点検・評価が行われておらず、自己点検・評価報告書のホームページ上での公開もなされていないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、令和元(2019)年 7 月からは毎月開催される「自己点検・評価委員会」において各委員会の活動及び自己点検活動の進捗を確認し、その結果については教授会に報告した上でホームページに自己点検・評価書を掲載しており、改善されたことが確認できた。

6-3. 内部質保証の機能性

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 教育課程の編成や学生サービスの充実、学長のガバナンスに基づく教学マネジメント、規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルが機能していないことは改善を要する。
- 大学全体の運営については、「FD 委員会」を中心に行っているが、教学の内部質保証に関する大学の責任体制が確立されていないことは改善を要する。

【再評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程の編成や学生サービスの充実、学長のガバナンスに基づく教学マネジメント、規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルが機能していないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、令和 2(2020)年 4 月に「自己点検・評価実施規程」を改正し、「自己点検・評価委員会」を中心とした教学の内部質保証に関する大学の責任体制を明確にすると共に、「自己点検・評価委員会」において各委員会からの報告と課題を確認し、その取組みを教授会にフィードバックしているほか、理事会・評議員会、教授会において「学校法人運営のガバナンス」に関する各種研修を実施するなど、PDCA サイクルが機能する体制が構築されており、改善されたことが確認できた。

大阪行岡医療大学

大学全体の運営について、「FD 委員会」を中心に行っているが、教学の内部質保証に関する大学の責任体制が確立されていないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、令和元(2019)年 10 月の理事会において副理事長を学生支援担当理事に指名し、教学の内部質保証に関する法人と教学の連携体制を構築することに努めている。また、学生サービスの充実に関しては、各種アンケートの実施のほか、授業参観や教員向け研修会の実施によって学生の意見を聴取することに努め、問題を抱える学生や学修困難学生の把握と学習支援を図っており、改善されたことが確認できた。

